

平成 30 年度第 4 回定時理事会議事録（要旨）

- 1 開催の日時及び場所
平成 31 年 3 月 14 日（木）
午後 3 時 30 分～午後 4 時 45 分
調布市国領町 3 丁目 8 番地 1
調布市国領高齢者在宅サービスセンター2 階団らん室
- 2 理事の現在数 7 名
- 3 定足数 4 名
- 4 出席理事数 6 名
- 5 審議事項
議案第 33 号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）
議案第 34 号 専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）
議案第 35 号 専決処分の承認について（家事援助ヘルパー就業規則の改正）
議案第 36 号 専決処分の承認について（高年齢者雇用規程の改正）
議案第 37 号 給与規程の改正（案）について
議案第 38 号 平成 31 年度事業計画（案）について
議案第 39 号 平成 31 年度収支予算（案）について
議案第 40 号 処務規程の改正（案）について
- 6 報告事項
報告第 8 号 平成 30 年度決算見込（自主事業）について

(1) 会議成立の報告

冒頭で理事長が定員数の充足を確認し、会議が有効であるとの報告があった。

(2) 議事録署名人の確認

定款に基づき、議事録署名人が理事長及び監事であることを説明し、議案の審議に移った。

(3) 審議事項

ア 議案第 33 号 専決処分の承認について（嘱託職員等就業規則の改正）

事務局より次のように説明があった。

「本件は、今般の労働契約法の改正に伴い、公社の嘱託職員等就業規則を改正するものである。

内容は、嘱託職員等の労働契約を、一定の条件のもとで、有期から無期へ転換できる旨、規定するほか、所要の改正を行うもので、対象となる職員は嘱託及び臨時職員である。新旧対照表、1 ページ、第 3 条 4 項は、新たに無期雇用となる職員の定義を定めたものである。2 ページ、第 5 条は無期雇用への転換手続きについて、第 6 条は転換後の労働条件に関し、原則として転換前と同様とすることについて定めたものである。

第 47 条は、無期雇用へ転換後の職員の定年について定めたもので、原則は 60 歳であるが、60 歳以降に無期雇用へ転換した職員については、70 歳を定年とする。

施行日は平成 31 年 2 月 1 日で、適用日を平成 30 年 4 月 1 日に遡及し、理事長の専決処

分とした。」

理事より、「有期が無期になるということは、何か法律が変わったことでの変更か。」との質問があり、事務局より、「平成 25 年 4 月 1 日に労働契約法が改正され、施行されている。その改正の内容が、有期労働契約を 5 年反復して継続すると、無期に転換できる権利が発生する制度になり、その関係で、平成 25 年 4 月から平成 30 年 4 月 1 日時点で、その法律施行後の満 5 年を迎える、いわゆる権利を持った職員が出てくるということでの改正である。」との答弁があった。

理事より、「正規職員の場合は 60 歳が定年で、そこで一旦切れて、退職金が支払われ、再雇用の形になるが、嘱託職員で無期になった場合には、70 歳までの間も退職金の計算の年数に入るという考え方か。」との質問があり、事務局より、「退職金をかける期間は定年の 60 歳までとなる。その後は有期雇用になるので、退職金の算定には対象とならない。」との答弁があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

イ 議案第 34 号 専決処分の承認について（ホームヘルパー就業規則の改正）

事務局より次のように説明があった。

「本件も今般の労働契約法の改正に伴うホームヘルパー就業規則の改正である。

内容は、ホームヘルパー等の労働契約を、一定の条件のもとで、有期から無期へ転換できる旨、規定するほか、所要の改正を行うもので、対象となる職員は訪問介護等に従事する、ホームヘルパーである。

新旧対照表、1 ページ、第 3 条 4 項は、新たに無期雇用職員の定義を定めたものである。第 5 条は、無期雇用への転換の手続きについて定めたものである。2 ページ、第 6 条は、転換後の労働条件に関し、原則として転換前と同様とすることについて定めたものである。第 49 条は、無期雇用へ転換後の職員の定年について定めたもので、原則は 60 歳であるが、60 歳以降に無期雇用へ転換した職員については、70 歳を定年とするものである。

施行日は平成 31 年 2 月 1 日で、適用日を平成 30 年 4 月 1 日に遡及し、理事長の専決処分とした。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ウ 議案第 35 号 専決処分の承認について（家事援助ヘルパー就業規則の改正）

事務局より次のように説明があった。

「本件も今般の労働契約法の改正に伴う家事援助ヘルパー就業規則の改正である。

内容は、家事援助ヘルパー等の労働契約を、一定の条件のもとで、有期から無期へ転換できる旨、規定するほか、所要の改正を行うもので、対象となる職員は、生活援助等に従事する家事援助ヘルパーである。

新旧対照表、1 ページ、第 5 条 2 項は、新たに無期雇用となる職員の定義を定めたものである。第 44 条は、無期雇用へ転換後の職員の定年について定めたもので、原則は 60 歳であるが、60 歳以降に無期雇用へ転換した職員については、70 歳を定年とするものである。2 ページ、第 45 条は、無期雇用への転換の手続きについて、第 46 条は、転換

後の労働条件に関し、原則として転換前と同様とすることについて定めたものである。施行日は平成31年2月1日で、適用日を平成30年4月1日に遡及し、理事長の専決処分とした。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

エ 議案第36号 専決処分の承認について（高年齢者雇用規程の改正）

事務局より次のように説明があった。

「本規程の改正も、労働契約法の改正によるもので、正規職員、嘱託職員等の定年後の再雇用等について定め、所要の改正を行うものである。

新旧対照表、1ページ、第3条3号は、就業規則で新たに定義した、無期転換となった職員を本規程の対象とするものである。

施行日は平成31年2月1日で、適用日を平成30年4月1日に遡及し、理事長の専決処分とした。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

オ 議案第37号 給与規程の改正（案）について

事務局より次のように説明があった。

「本改正は、調布市職員の給与改定によるもので、改定する内容は、給与表の初任給付近の職員の給与額を平均0.02%引き上げるものである。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

カ 議案第38号 平成31年度事業計画（案）について

事務局より次のように説明があった。

「1 平成30年度の振り返りと課題」

「住民参加型事業に関して、表現についてご意見を頂戴した点を変更した。その内容として、生活支援コーディネート事業や在宅福祉サービスに関する相談事業については、概ね順調に推移し、目標値の達成を見込んでいる。協力会員募集については、市内の地域福祉センター等で事業説明会を開催するなど、職員が地域に飛び込み、広報に取り組んでいるが、引き続き、目標値の達成に努めていく。

自主事業全体での収支は、黒字を見込んでいる。

受託事業以下の内容について変更はない。」

「2 運営方針」

「平成31年度は、第2次中期計画の2年目として、重点プロジェクトと基本目標で示した各事業の取組内容の着実な推進に努めていく。」

(1) 法人運営

「ア 健全な公社経営」

「イ 運営体制の強化・整備」

「ウ 施設改修の計画・準備」

「こちらは、1月理事会においての説明どおりで変更はない。」

(2) 事業運営

「ア 介護予防の取組」

「イ 地域の福祉人材の発掘・育成に向けた研修の充実」

「こちらも、変更点はない。」

「ウ 認知症当事者と家族介護者支援の拡充」

「認知症サポーター養成講座については、引き続きサポーターの養成に力を入れていく。

また、サポーターのフォローアップとして、見守り訓練に加え、本年はサポーターが認知症当事者を演じる、ゆうあい独自の体験研修等を企画し、認知症に対する理解促進に努めていく。」

「エ 医療介護連携の推進」

「オ 地域共生社会の推進」

「こちらも、1月からの変更はない。」

「3 重点プロジェクト」

「平成 30 年度から平成 35 年度までの第 2 次中期計画では、ビジョンの具現化として、公社事業を 6 つの基本目標ごとに示し、目標達成に向けて取り組んでいる。」

(1) ケースカンファレンス（事例検討会）の推進

「様々な相談が寄せられる公社では、専門資格を持った職員が適宜相談に応じているが、複合的な問題を抱えた方も多数おられる。このようなケースの振り返りや、これまでの経験、知識を広く職員間で共有することは、相談対応力の向上に欠かせない。引き続き、外部からスーパーバイザーを招いた公開でのケースカンファレンスや職種の垣根を越えた協力体制の構築として位置付けている、ゆうあいチャレンジプログラムを実施していく。」

(2) だれでもカフェ（認知症カフェ）の充実

「だれでもカフェこくりょうは、地域の方々の積極的な参加により毎月盛況である。引き続き、認知症の理解、ふれあいの場として開催していく。あわせて、若年性認知症当事者や家族への参加の呼びかけや入間町ふちぼあんでの定期開催に向けた検討を行っていく。」

(3) 先駆的な家族介護者向け支援の創出

「家族介護者に向けた介護技術講座の開催とホームヘルパー等、介護職が自宅などに出向き、介護のノウハウをお伝えしている。介護技術講座は、介護中の方にも参加しやすく、カフェの開催に合わせて実施していく。また、家族介護者を支援する目的に活動するグループ等とも連携し、出張開催を行っていく。出張介護技術講座は、今年度モデル事業として実施したものが一定のニーズが把握できたため、12 件程度を目標に本事業として行う。」

(4) 調査研究開発の推進

「平成 30 年度に実施した職員提案では、新規事業と既存事業の改善・見直しに関するもの、10 件が提出された。このうち、「封筒等の印刷物に、ゆうあいのロゴやキャッチフレーズを登載する」、「認知症サポーター養成講座で、徘徊模擬演者を養成する」という提案が、平成 31 年度に事業化が可能であると評価をされた。実施に向け取り組んでいく。

平成 30 年度の介護報酬改定で、高齢者の自立支援並びに重度化予防の観点から、日常

動作の維持・改善につながる機能訓練を取り入れている事業所に対し、一定の条件のもとで、報酬が上乘せされるようになった。公社では、現在実施している介護予防・フレイル予防調査において、引き続きデータの蓄積を行い、分析の結果を将来の加算獲得へとつなげていく。

平成 31 年度には、新たに「働き方改革」の視点を取り込み、他団体等の福祉職場や人材育成等について調査研究を広げていく。「働き方改革」に付随した一連の法改正が進行する中で、公社においても規定や制度の変更等については、喫緊の課題となっている。一係一担当を超え、公社として組織的に調査研究を図っていく。」

(5) 福祉人材の育成・発掘に向けた研修の充実

「地域包括ケアシステムが目指す地域づくりには、地域の専門職だけでなく、地域住民のスキルアップが必要不可欠で、その方の持つ専門性やスキルに合わせ、場面に応じて、自主的に活動できる人材の育成が強く求められる。社会的使命として、公社はこれに応えるべく、地域の介護等の専門職や協会員さん、地域のボランティアさん等を対象に、公社が実践から培ってきたノウハウや、これまでに寄せられた数多くの要望を取り込んだ研修や勉強会等の充実を図っていく。

あわせて、公社内部においても、公社の理念に沿い、事業展開が図れる、いわば公社の将来を託せる職員の育成についても、引き続き取り組んでいく。」

理事より、「(2) 事業運営のウで、「認知症当事者と家族介護者支援の拡充」とあるが、家族介護者の支援で、以前、介護されている男性の集まり、「あじさいの会」というのがあったが、まだあるのか。」との質問があり、事務局より、「あじさいの会」は、地域包括支援センターの中で、男性の介護者の集いということで行っていたが、皆さん、介護を終えられ、卒業されて、一旦終了し、勉強会のほうで介護教室などにその後つなげている。現在は、住民参加のほうで、月に1回のこくりょうカフェの認知症カフェで、また新たに5~6名の男性の介護者の方々に、必要性のある方が集まって、お話の集いというのを2時間ほど語る場がある。」との答弁があった。

理事より、「サポーター養成講座で、今まで、どれぐらいの方が受講し、どれぐらいの方が育っているのか。その方たちが修了した後、どんな場面で具体的に活動しているのか」との質問があり、事務局より、「平成 29 年度から市から受託を受けている事業で、平成 29 年度は 1,600 人、今のところ 1,300 幾らぐらいである。1,000 人を目標に動いているので、積極的に講座開催をし、10 人集まれば出張していき、声がかかったら動くという形にしている。

受講後は、やりたいという方がいれば、名前・住所の名簿を出していただき、研修会の案内や、受け入れができる施設のリストをつくっているの、そういうものにつなげていきたい。ボランティア活動とか、見学などをやっているが、実際、誰がどこまでやっているかということまでは追えていない状況である。来年度は、座学とあわせて、フォローアップ研修で体験に力を入れようと計画している。」

理事より、「実際に活動しなくても、そういう知識を持った人が、地域の中にたくさんいるという地域社会が、安心社会につながっていくのではないかと思う。1 年間に 1,000 人以上の方が育っていくというのはすばらしい。」との意見があった。

引き続き、事務局より次のように説明があった。

「4 実施事業」

(1) 住民参加を基盤としたインフォーマルサービスの拡充

「ア 有償在宅福祉サービス事業」

「住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、ソーシャルワーカーがコーディネートを行い、地域住民がお互いさま、助け合いの精神によりホームヘルプサービス、食事サービスを実施していく。

利用会員の生活の安心やサービス向上のため、協力会員と協働で支援していく。平成 31 年度は、300 世帯の利用会員、担い手となる協力会員については 310 人を目標に掲げ、協力会員募集説明会を地域福祉センター等で開催していく。」

「イ 生活支援コーディネート事業ちょこっとさん」

「ひとり暮らし高齢者などのちょっとした困りごとをソーシャルワーカーがコーディネートし、地域住民が解決する。事業の利用から住民同士のコミュニケーションのきっかけをつくり、孤立予防、見守りの役割を果たす。平成 31 年度は、利用件数 140 件、登録ボランティア 110 人を目標に取り組んでいく。」

「ウ 在宅福祉サービスに関する相談事業」

「来所者の受付について、引き続き、窓口受付担当を配置し、お待たせすることなく受け付け、必要に応じて専門職につなぐ等、速やかに対応していく。医師や弁護士による専門相談についても、市民のみならず市内の介護事業所従事者等からの相談にも引き続き応じていく。」

(2) 認知症施策の推進－認知症当事者とその家族への支援－

「ア 認知症サポーター養成講座事業」

「認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症当事者とその家族の応援者となる認知症サポーターを養成していく。

この事業では、これまで継続的に開催してきた団体に対しては、主に新入者を対象に、また、未開催の団体に対しては、地域包括支援センター等と連携して開催の呼びかけを行い、合計で年間 1,000 人以上の受講を目指していく。講習を受けた方々には、情報提供として、受講後に活躍できる場を掲載した認知症サポーターの「活躍の場リスト」を配布する。また、本講座受講後のサポーターに対しては、その活動を支援するために、フォローアップ講座として、実践形式の研修会を年 2 回企画し、開催していく。」

「イ 家族介護者支援事業」

「家族介護者が安心できる居場所として「だれでもカフェ」を、定期的に毎月 1 回開催するほか、家族介護者に向けた居場所等に関する情報提供として、最新の情報に更新した「ケアラー支援マップ」を市内全戸に配布する。また、家族介護者向けの介護技術講座についても、年 2 回の開催を予定している。」

(3) フォーマルサービスの充実

「ア 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業」

「通所介護サービスを通じて、利用者の自立支援と家族への介護者支援を目的とし、元気な高齢者から重度の要介護者まで幅広く支援していく。地域の事業所において、受け入れ枠が少ない傾向にある介護予防・日常生活支援総合事業市基準通所型サービスの受け入れを積極的に行い、利用者の増加に合わせ、開所日を増やしていく。」

機能訓練プログラムの実施結果に基づいた運動方法の実践を行い、身体機能の客観的改善などを評価し、フレイル予防や介護度の悪化予防に取り組んでいく。また、事業費の抑制と効率的な運営体制の構築に向けて、委託送迎の一部を自主送迎に変更していく。」

「イ 調布市地域包括支援センターゆうあい事業」

「高齢者と家族の総合相談窓口として、包括的な支援の推進を行っていく。介護予防・重度化防止・適正な介護保険の活用等の視点で、介護教室、出張説明会を積極的に開催する。また、地域住民を巻き込み、見守り体制の構築や、認知症への理解の促進を図っていく。」

また、調布市に、現行の福祉 3 計画で位置付けた「福祉圏域の整理・統一化」に関し、その一環として、平成 31 年度中に地域包括支援センターのエリア再編成の動向がうかがえることから、情報収集に努めるとともに、推移に注視しながら、必要な体制の整備に努めていく。」

「ウ 軽度生活援助事業」

「この事業は、調布市の施策の一つで、介護保険の適用外で、認知症の方の見守りや、その他必要に応じた援助を行うものである。引き続き、人員を確保し、サービス提供のできる体制を整備・維持して、認知症の方とその家族、また関係機関の要望に対応していく。」

(4) 介護保険事業（自主事業）による自立支援の推進

「ア 訪問介護事業、障害者訪問介護事業」

「訪問介護事業では、ケアプランに基づき、介護を必要とする高齢者や障害者のお宅を訪問し、身の回りの支援を行う事業で、平成 31 年度も引き続き、収支状況を把握・分析しながら、効果的・効率的な事業実施と安定した事業運営に努めていく。担い手不足が懸念される事業ではあるが、様々な媒体を効果的に活用し、事業規模の維持を図っていく。」

介護職カフェについては、公益財団法人の使命として開催し、地域の専門職等へ公社の培った技術や知識の還元に努めていく。」

「イ 居宅介護支援事業、介護保険要介護認定調査事業」

「平成 31 年度は、事業所の職員体制が変更となることから、特定事業所加算の取得は困難となる予定であるが、引き続き、利用者のご希望される生活実現に向け、丁寧なアセスメントを行い、適切なケアプランの作成に努めていく。」

事業運営に関しても、平成 30 年度と同様に、係内で担当ごとの目標件数を共有するなど、適切な事業管理に努めていく。」

「ウ デイサービスぷちぼあん事業」

「認知症になっても地域で生活が続けられるよう、専門的認知症ケアを実践し、あわせて、日々介護に当たっている家族介護者についても、家族会を通じて支援していく。認知症への理解を促すために、施設を地域に開放するとともに、地域ボランティアを積極的に受け入れ、事業所の行事や活動に参加していただくことで、開かれた事業所を目指していく。」

平成 31 年度も、引き続き月次で収支チェックを行い、適切な事業運営に努めていく。」

(5) 公益法人として先駆的な役割を果たすための事業の推進

「ア 普及啓発事業」

「市民相互の助け合いによるあたたかい地域づくりを目指し、支え合いの福祉に関する普及啓発を行っていく。

福祉講演会では、会場定員に対し 90%以上の人員の参加を目指していく。市民相互の助け合いの「担い手」を募集するために、「協力会員・登録ボランティア説明会」を年 10 回以上実施し、参加者 60 人以上を目指していく。また、地域の催し等で住民参加型の会員サービス等について情報提供を行う出張説明会については、年 12 回の実施を予定している。」

「イ 人材育成事業」

「地域福祉の担い手となる人材育成とともに、専門資格の取得を目指す実習生を受入れるなど、「学びの場」の提供に努めていく。

協力会員向けには、担い手としての資質向上、ステップアップを目的として「協力会員研修」を年 9 回以上開催し、参加者、延べ 250 人以上を目指していく。

また、広く市民を対象に、担い手となる人材発掘や、育成を目的として、年 1 回以上「ゆうあい福祉セミナー」を開催し、参加者、延べ 20 人以上を目指していく。

介護技術の向上やネットワーク構築の一助として、主に介護専門職を対象とした「介護職カフェ」については、年 4 回以上開催し、参加者、延べ 90 人以上を目指していく。」

「ウ 調査研究開発事業」

「介護予防・フレイル予防調査については、データの蓄積を待ち、近い将来の加算獲得に向け、事業分析につなげていく。

平成 28 年度から実施している職員等による事業提案等については、毎回盛況で、内部からも好意的な声が上がっている。引き続き平成 31 年度も実施し、新規事業や既存事業・制度の改善につなげていく。」

(6) 健全な公社運営

「ア 法人運営及び組織体制の強化・充実」

「平成 31 年 4 月より、長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を柱とした、働き方改革関連法が施行される。これにより、公社においても、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得、職員間の不合理な待遇格差の解消などに向けての対応が必要となる。調査研究開発の取組と連携しながら、働き方改革への対応を進めていく。

このほか、第三者委員による苦情解決手続き、公益通報窓口などを通して経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上に努め、法人運営及び組織体制の強化・充実に図っていく。」

「イ 自主的、自立的経営に向けた財政基盤の強化」

「平成 28 年度から取り組んできた「自主事業における経営再建計画」については、この 3 月をもって対応が終了し、平成 31 年度以降は、中期計画において目標値を定めている。経営再建計画期間内における目標であった自主 3 事業での収支均衡については、平成 29 年度決算において達成し、平成 30 年度においても黒字となる見込みである。

引き続き、平成 31 年度以降においても、訪問介護事業、居宅介護支援事業、デイサービスぷちぼあん事業について、モニタリングシートの活用・分析を行い、経営基盤の強

化に努めていく。

介護保険システムについては、平成 31 年夏ごろの稼働を目途に対応を進めているが、運用方法等については慎重に検討し、事務の効率化を図っていく。」

理事より、「まず一つは、感想だが、中期計画と年次計画がすごくリンクしていて、とてもわかりやすい事業計画で、本当にいい事業計画書を作成しているなど感心した。

あと、細かいことを言うようで申し訳ないが、3 ページの「運営方針」から 9 ページまで、文章の終わりが、全て「取り組んでまいります」という、「まいります」調になっている。その前段の 1 ページ、2 ページ、それから 10 ページ以降は、「取り組みます」とか、「図ります」という言葉になっている。読んでいて違和感があるので、統一したほうがよいのではないか。

それから、もう一つ、延べ人数を書くところで、「延べ人数」と書いてあり、「延べ」の入れ場所がちょっと違っている。数字の前に「延べ」をつけるなど、統一されたほうがよいのではないか。」との意見があり、事務局より、「担当で分けて文章を作成しているため、その個性が出ているという部分もあろうかと思うが、統一する。

「延べ」という部分も、中期計画もあわせて、もう一回確認しながら、よりわかりやすくしたい。」との答弁があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

キ 議案第 39 号 平成 31 年度収支予算（案）について

事務局より次のように説明があった。

「初めに、事業別予算、8 ページであるが、本予算案については、第 3 回定時理事会後、調布市からの補助金及び委託金の予算内示を受けたこと、また、自主事業は収入・支出を再度見積もり、精査をした。」

「1 概要」

「補助事業等については、有償福祉サービス事業を初めとする住民参加型事業や公社運営管理に関する予算として、2 億 4,568 万 1,000 円を計上している。

受託事業では、デイサービス事業、地域包括支援センター事業等、6 事業の合計で 2 億 349 万 8,000 円を計上している。

自主事業は、介護保険事業など 4 事業の合計で、1 億 1,962 万円を計上している。中期計画の目標である自主事業内での収支均衡を見込んでいる。

その他で収入を 280 万 4,000 円計上しているが、補助事業と自主事業の収支差額が多少出ており、その補助事業、自主事業へ同額を費用として充てている。この結果、平成 31 年度の総予算は、合計欄のとおり 5 億 6,879 万 9,000 円となる。」

「2 事業別」

「補助事業等において、有償福祉サービス事業の収入のうち、ホームヘルプサービス利用収入が、前年度対比で 480 万円余減額となった。これは、協力会員が行うグループホームへの支援について終了となったためである。このほか、地方公共団体補助金収入については、前年度対比で 113 万円余減額となっている。支出では、ホームヘルプサービス事業費について、先ほどの減収に連動して減額となっている。

受託事業の在宅サービスセンター事業では、収入は、調布市からの受託事業収入が前年

度対比で215万円余減額となっている。支出は、収入減に対応するため、利用者送迎の委託について一部自主送迎とし、事業費が275万円余減額となっている。

このほか、市基準通所型サービス事業、地域包括支援センター事業、見守りネットワーク事業、認知症サポーター養成講座事業、軽度生活援助事業については、前年度と比較して大きな変化はない。

自主事業の訪問介護事業において、収入では、訪問介護事業収入が、地方公共団体補助金収入が減額になったことから、前年度対比で265万円余減額となっている。支出では、ヘルパーの就業形態の変更等により人件費の減額を見込み、事業費と合わせて178万円余減額となっている。この結果、収支差額はマイナス29万円余を見込んでいる。

障害者訪問介護事業は、訪問介護事業と一体的に行っている事業で、収支均衡となっている。

居宅介護支援事業は、平成31年度の人員体制及び特定事業所加算の取下げにより、収入が756万円余減額となった。支出については、精査をしたが、人件費などの固定費が大部分を占めることから、減収分すべてを補うことはできていない。580万円余の減額となり、収支差額はマイナス183万円余を見込んでいる。

デイサービスぷちぼあん事業は、増収となり、収支差額は183万円余を見込んでいる。その他では、収入として基本財産受取利息収入を初め、280万円余を見込んでいる。

12ページは、予算の執行単位である節科目での集計になる。

1ページは、収支予算書（正味財産増減予算書）である。こちらは、食事サービスにかかわる内部取引消去を相殺した上で、各事業を集計し、正味財産科目別に集約をした予算書である。経常収益計は5億6,110万8,000円を見込んでいる。

2ページ、3ページは経常費用で、経常費用計は5億6,144万7,000円を見込んでいる。この結果、平成31年度の当期経常増減額は、マイナス33万9,000円となる。これに、一般正味財産及び指定正味財産を加え、平成31年度の正味財産期末残高は3億5,691万4,164円を見込んでいる。

4ページ以降は、正味財産増減予算書の内訳表である。

7ページは、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類である。平成31年度における借入や設備投資は見込んでいない。」

審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

ク 議案第40号 処務規程の改正（案）について

事務局より次のように説明があった。

「新旧対照表の1ページ、平成31年4月1日付、組織改正に伴い、事業課居宅・訪問介護係を廃止し、新たに居宅支援係、訪問介護係を設置した。3ページは、第2条関係の別表となっており、それぞれ課・係の分掌事務を定めているもので、このたびの組織改正に伴う分掌事務並びに所要の改正を行っている。

本規程の施行日は、平成31年4月1日となる。」

理事より、「従来は、居宅支援係はどこの係に入っていたのか。それと、訪問介護係は、どこの係でやっていたのか。」との質問があり、事務局より、「旧の第2条の表で、事業課内の居宅・訪問介護係というところが、居宅担当と訪問介護担当ということで2つに分

かれ、実質的には、1つ係が増えたことになる。」との答弁があった。
審議の結果、原案どおり出席理事全一致で可決し、承認された。

(4)報告事項

ア 報告第8号 平成30年度決算見込（自主事業）について

事務局より次のように報告があった。

「こちらは訪問介護、居宅介護支援、ぷちぽあん、それぞれ自主3事業の収入、支出、当期収支差額を表したもので、①は本年度の当初予算、②が本日現在の決算見込、③が当初予算と決算見込との対比の差額である。このほか、前回の理事会でご提示した見込、また平成29年度決算額と本年度の決算額との差異等についてお示ししている。

まず、②番、太字の部分は今現在の決算見込である。上段、訪問介護事業においては、収入が6,297万円余、支出が5,942万円余、当期収支差額が355万円余を見込んでいる。収入は平成29年度と比べ214万円余減収となっているが、支出もそれを上回る569万円余の削減を見込んでいる。ホームヘルパー職員の働き方の見直し、また、固定費の削減等の効率化を図ってきたことによるものと認識をしている。

2段目、居宅介護支援事業は、収入が2,136万円余、支出が2,300万円余、当期収支差額がマイナス164万円余を見込んでいる。ケアプランの作成件数について、人員体制が整わない中で、経営再建計画の目標を下回り、減収となった。

3段目、デイサービスぷちぽあん事業は、収入が3,994万円余、支出が3,591万円余となり、当期収支差額は402万円余を見込んでいる。収入については、直近1月の稼働率は75.4%であった。平成30年4月から12月の全ての月で稼働率が80%以上となり、増収を見込んでいる。

以上の結果、自主事業の収支としては、3事業合計、(a)のとおり、当期収支差額は、合計で593万円余を見込んでいる。

このほか、その他収入を加えた法人全体の当期収支差額は、842万円余となり、平成29年度決算と同程度の黒字となる決算見込となっている。」

報告のとおり、了承された。

以上で、本日の案件について全て終了した。